

# 【令和3年度 事業計画書】

## 社会福祉法人 姫路潮会

### 1. 理念

「一人ひとりを大切にともに生きる」に基づき令和3年度事業を執行する。

### 2. 基本方針

- ・法令遵守を基本とした法人経営を行う
- ・利用者の尊厳を支える福祉サービスを提供する
- ・日常生活、社会生活の支援が、共生社会の実現に繋がり、利用者、地域住民から評価される質の高いサービスを提供する
- ・各種制度の意思、方向性を見極め、中長期的視野に立った安定した経営の構築
- ・福祉人材の育成、確保に向け、職員の専門性向上、たゆまぬ研鑽を育む環境づくりに努める。
- ・第三者評価、情報公表、苦情解決等を通じた透明性確保の対応
- ・新たな福祉事業の推進と、利用者、地域の福祉ニーズに沿った積極的な取り組みをする
- ・効率的な運営による安定経営体制の構築

### 3. 理事会・評議員会の開催

評議員会は、定款等の重要事項を決定する。

理事会は業務執行の決定を行う。

(1) 理事会・・・令和3年6月、令和4年3月

(2) 評議員会・・・令和3年6月

ただし、必要がある場合はその都度開催する。

### 4. 事業運営

#### ●第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業

- ①ぬかちゃん網干作業所（生活介護）（就労継続支援B型）の運営
- ②ぬかちゃん手柄作業所（生活介護）（就労継続支援B型）の運営
- ③ケアホームきらめ樹・かがや樹（共同生活援助）の運営

#### ●収益事業（社会福祉法第26条規定）

太陽光発電売電事業（ケアホームきらめ樹・かがや樹の屋上）

## 5.重点取組内容

### (1) 経営組織の強化

- ①評議員会・理事会の開催と運営  
理事長により職務の執行状況を理事会に報告  
事業活動状況、行政等への届出、予算について等
- ②監事による理事の職務執行及び計算書類等の監査
- ③利用者の高齢化への対応策の検討
- ④建物修繕、設備の老朽化対応
- ⑤事業継続計画（BCP）の啓発検証

### (2) 法人としての理念／基本方針の周知、規程等の遵守

- ①理念、基本方針を全職員に周知徹底  
会議、研修等の場を活用して実施
- ②関係法令及び定款の遵守  
改正社会福祉法の適正運用

### (3) 利用者への支援

- ①利用者の権利擁護、成年後見制度のPR  
虐待及び身体拘束防止等の周知徹底
- ②各種行事の充実
- ③防災、防犯訓練の実施
- ④家族会を通じてコミュニケーションを充実
- ⑤個別支援計画の策定と承認の徹底
- ⑥環境整備の充実
- ⑦個々に沿った健康管理
- ⑧余暇活動・体力維持対策の充実  
(近隣施設、各々の施設内を有効活用して定期的を実施し、体を動かす機会の慣習化を継続させる)
- ⑨クラブ活動の充実化（希望に沿った活動を増やし充実化を図る）
- ⑩感染症対策の強化（特に新型コロナウイルスに関する予防対策の徹底、感染症対策として必要な衛生用品等の十分な確保に努める）

### (4) 生産活動の充実

- ①事業所独自で安定して行うことができる新規作業開拓
- ②各々の事業所での作業確保ができるような体制作り
- ③補助金等を活用しながら、設備面の充実を行う
- ④工賃規程に沿った適正な工賃支給の継続
- ⑤取引業者への積極的な依頼の継続

## (5) 施設・設備の改善

- ①通信設備の整備<全事業所>
- ②防犯対策の充実<全事業所>
- ③床面、壁面、階段、窓設備の修繕<網干>
- ④全面的な LED 照明化の推進<網干>
- ⑤エレベータ設置、塀の設置、増改築の具体化検討<網干>
- ⑥グループホームの建物設備の整備
- ⑦老朽化した器具備品類の整備<全事業所>

## (6) 人事管理の充実

- ①求人对策の継続と定着率の向上  
ハローワーク、民間求人広告を増やし通年募集を継続させ、職員定着率向上となるように努める。求人方法について見直し、検証を実施。
- ②人事給与制度の適正運用  
キャリアパス制度を明確にさせ、適正な人事考課と人事管理
- ③個人情報保護対策の強化 個人情報の安全管理
- ④中堅職員の育成  
外部研修への参加、内部研修の充実
- ⑤職員の目標管理制度  
目標の設定と人事考課への反映
- ⑥職員の勤務労働条件の改善  
職員の待遇改善（給与引き上げ）、手当増設、休日を増加させてワークライフバランスが継続できるように実施

## (7) 財務管理

- ①会計処理の適正化  
コンサルティングによる指導・相談を継続
- ②会計基準による会計処理  
会計基準に基づき適正な処理を実施
- ③契約の透明性の確保  
定款、経理規程の遵守  
契約更新時における内容の見直し

## (8) 苦情受付及び第三者委員の配置

- ①苦情解決における体制強化
- ②第三者委員 2 名の配置

## (9) 福祉サービス第三者評価の受審

- ①長期間にわたって未受審となっているので、受審できる体制作りに引き続き努める。併せて実情に沿った規程類の見直しの実施

## (10) 事業経営の透明性推進

- ①事業経営状況のホームページ等による公表
- ②役員報酬規程の公表
- ③内部留保を明確にさせ、事業継続財産の算定と社会福祉充実残額の把握
- ④必要があれば福祉充実計画の作成、公表

## (11) 非常時対策

- ①全事業所において災害等に備えて備蓄品の確保
- ②全事業所において防犯対策の強化を図る
- ③昨今の異常気象による施設設備等の強化（豪雨、台風、猛暑等の対策）
- ④新型コロナウイルス感染症対策に要する備品等における十分な確保
- ⑤電子データのバックアップ機能の強化

## (12) 改正社会福祉法への対応

- ①評議員会を議決機関・牽制機関、理事会を意思決定機関とした運営の継続  
監事の理事会への出席義務及び報告義務
- ②事業運営の透明性の向上  
定款、役員報酬規程、計算書類、社会福祉充実計画の内容等必要に応じて公表
- ③財務規律の強化  
内部留保の明確化
- ④地域との連携強化  
地域活動へ参加・協力  
近隣住民に無償で施設利用の提供（網干）  
地域行事があれば状況を見極めながら参加をし、地域交流を図る